

(案の1)

○意見公募の対象

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
1	電波法施行規則等の一部を改正する省令案	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）
2	平成二年郵政省令告示第五百七十八号（衛星非常用位置指示無線標識の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件）の一部を改正する告示案	無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号
3	平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則第十四条第三項、第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第三号
4	平成十八年総務省告示第六百七号（無線設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則第十四条第三項、第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第三号
5	平成二十一年総務省告示第五百六十五号（搜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則第十四条第三項及び第四十五条の三の三の二
6	周波数割当計画の一部を変更する告示案	電波法第二十六条第一項